

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第3回 鹿児島中央警察署協議会
会 議 日 時	令和8年2月26日（木曜日） 15時00分から16時10分
会 議 場 所	鹿児島中央警察署 6階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下11人 2 警察署 署長以下14人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 協議</p> <p>(1) 管内の治安概況について</p> <p>(2) 交通死亡事故抑止対策について（諮問・答申）</p> <p>【委員】 私はコミュニティ協議会に所属しているが、コミュニティ協議会に参加している町内会や団体経由で情報を広めているところである。 今回の内容もコミュニティ協議会に持ち帰り、町内会に所属している方、高齢者会等に持って行くと、さらに全体に広がっていくと思う。 今回いただいた自転車関係のパンフレットなども、コミュニティ協議会経由で町内会などで活用させてもらいたい。</p> <p>【委員】 横断歩道で横断歩行者が横断歩道から離れて立っていた場合、運転者はどのように対処したら良いか。 通行車両が通過するのを待って横断しようとする人もいて、横断するのかわからないのか判断に迷うことがあるが、このような場合どのような運転をすれば良いか教えてほしい。</p> <p>【回答】 高齢者の方は、御自分の歩く速度が遅いことから横断すると車に迷惑になると遠慮して横断を待っている場合がある。 基本的には横断歩行者を認めたときは止まることになる。 歩行者が横断歩道から離れている場合は止まって歩行者に横断の意思があるか確認していただいて、横断の意思がなければ通行していただくことになる。</p> <p>(3) 要望・意見に対する回答</p> <p>【委員】 近年の特殊詐欺は、インターネット上であたかも金融機関からのお知らせなどとうたい、誘導型になる詐欺が横行している。 詐欺に遭わない注意点を教えていただきたい。 また、金融機関としての立場から、金融機関のホームページや近くの銀行窓口で御確認くださいとしか案内できないため、それ以外で有効となる防止策を教えてください。 最近、殊詐欺事件が報道される度に、防ぐにはどうすればよいかと考える。 特に高齢者が多額の被害に遭われているが、各地域で開かれているお達者クラブなどへ機会を作って被害に遭わないよう警察署から周知してもらえたらと思う。</p> <p>【回答】 最近、SNSを利用した金融機関騙りの詐欺のほか、儲け話や投資目的の詐欺が多発している状況にある。 このような詐欺被害を防止する注意点としては</p>	

- ・ インターネット上の不審なファイルを安易に開かないこと
 - ・ 「緊急」、「必ず」、「今すぐ」など煽る表現には注意すること
 - ・ 相手方に個人情報のほか、口座番号や暗証番号、パスワード等を絶対に教えないこと
 - ・ 「投資」や「儲け話」、「異性を紹介する」等の文言については、詐欺を疑うこと
- などが挙げられるほか、このような不審なメールが届いたら、迷わず警察等に相談することが被害防止につながると思われる。
- 次に、金融機関における詐欺被害防止対策についてであるが、最近、うそ電話詐欺の送金方法として、電子マネーや暗号資産を利用した手口も見られるが、依然として金融機関の窓口やATMによる振込形態による被害も多く見られる。そこで、金融機関の皆様方におかれては、
- ・ ATM画面等への被害防止の表示
 - ・ 携帯電話を持ったまま振込手続きをされる顧客への積極的な声掛け
- を行っていただき、うそ電話詐欺の水際対策の強化に御協力をいただければと思う。
- 警察署においては、老人クラブやその他の各種施設における防犯教室において、高齢者の方々に直接うそ電話詐欺の被害に遭わないよう呼び掛けたり、チラシを配布するなどして、被害防止に関する取組を推進しているところであるが、依然として被害が減らない状況にある。
- 警察署としては、1件でもうそ電話詐欺が減少するよう、危機感を持って、管内の公民館等と連携を図り、お達者クラブ等における防犯講教室を数多く開催するなど、更にうそ電話詐欺の被害防止対策を強力に推進してまいりたい。

【委員】

うそ電話やその他の詐欺にあった人が多く、だまし取られた金額もかなりあったが、犯人が捕まったらだまされたお金はもどってくるのか。

だまされた人々の補償保障制度などがあつたら知りたい。

【回答】

被害金回復のための法律や制度があり、被害者が被害金を取り戻すことはできるが、必ずしも満額回復されるわけではない、ということになる。

以下、法律と制度について御説明する。

ア まず、振り込め詐欺の被害金に対する法律として「振り込め詐欺救済法（正式名称：犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」がある。

この法律は振り込め詐欺の被害者に対する被害金の救済を目的として、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払い手続き等を定めたもので、平成20年6月21日に施行されている。

簡単に説明すると、

警察が、振り込め詐欺の被害に遭ったという相談や被害届を受理した場合、その被害者がお金を振り込んだ相手先の口座について、警察からその口座の金融機関に対し、口座凍結というものを依頼して、その口座を利用停止状態にしてもらう。

これは、それ以上、その口座が振り込め詐欺等に悪用されないよう、被害の拡大防止のために行う措置になる。

警察からの依頼を受け、金融機関側で口座凍結をした際に、同口座内に一定金額以上の残高があれば、同残高の金額を被害者数で割って分配することで、被害者に被害金の一部を還付することになる。

以上が振り込め詐欺救済法による救済方法となる。

なお、振り込め詐欺の被害者に対しては、振り込め詐欺救済法の説明を行い、口座残高が認められる場合には金融機関へ問い合わせを行うように教示しているところである。

イ 次に、振り込め詐欺の犯人を検挙した場合に、犯人から被害金を取り戻す制度として「被害回復給付金支給制度」がある。

この制度は、詐欺などの犯罪行為により犯人が得た財産を刑事裁判により剥奪（没収・追徴）した場合に、剥奪した財産を被害者などに給付する制度である。

この制度は刑事裁判で認定された詐欺・窃盗などの財産犯等の犯罪行為の被害者などを支給対象としており、支給額は、被害金額を満額として、給付資金が被害額の総額よりも少ない場合は、各被害者の被害金額に応じて算出した金額が支給される。

また、この被害回復給付金支給制度の手続きは、警察ではなく検察庁が行うこととなる。

ウ これら以外では「犯人と被害者の示談金としての返金」があり、実際に返金される例もあるが、民事上の手続きとなるため警察が積極的に介入することはない。

また、現時点で、振り込め詐欺の被害者に対して、たとえば交通事故の保険の補償制度のようなものはない。

以上、御説明したように、振り込め詐欺救済法、被害回復給付金支給制度といった被害金回復のための法律や制度があるが、被害金が必ずしも満額回復されるわけではなく、被害者の数に応じて按分された額が給付されることとなる。

【委員】

面前DVなど子供への虐待が増えていると聞いている。
警察も現場に行くことが多いと思うが、警察で関わる虐待対応は、どのような状況のところに行くのか。

【回答】

児童虐待については、面前DV等による心理的虐待が最も多く、全体の70パーセント近くを占めている。

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由で、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、児童虐待の早期発見や、児童の安全確保を最優先とした対応等に努めているところである。

近隣住民からの「子供の泣き声がある」という通報や児童養護施設等からの「児童が親から暴力を受けている」との相談等、最初から児童虐待が疑われるような内容の情報が警察署に寄せられて対応する場合もあるが、当署が認知したほとんどの児童虐待事案が、児童虐待以外の事案に対応している中で、潜在していた児童虐待事案が発覚したものである。

夫婦間や男女間の喧嘩口論やDV事案への現場対応の中で、面前DV等の心理的虐待事案が発覚する場合は一番多いが、警察署で取り扱う様々な業務に対応する中で児童虐待が発覚している。

このような実情にあるので、児童虐待事案を早期に発見し、適切な対応ができるように、署員への指導教養を徹底するとともに、児童相談所等の関係機関との連携に努めてまいりたい。

【委員】

桜島港近辺で多発している不審火や枯れ草や放置バイクから発火する事件がニュースにも取り上げられ、地域住民の不安が募っている。

防犯カメラの設置もない地域であり、住民の不安が募っている。

【回答】

委員、御指摘の桜島の事件に関しては、ゴミステーションを燃やしたという事件で1月22日に成人1人と少年2人を逮捕し、更に、3人については、2月12日に原付を燃やした事案などで再逮捕している。

中央署では、昨年末から複数件、桜島での枯れ草火災等を認知しているが、今回逮捕している人物との関連について現在も捜査中である。

なお、今回の話した3人を逮捕して以降、枯れ草火災等の認知はない。

【委員】

今年の4月より、自転車利用に対する「交通反則通告制度」が導入されることだが、自転車を利用する者として不安しかない。

悪質な交通違反等があるのは承知しているが、違反が怖くて自転車に乗れなくなりそうだ。

車の通行量が多い車道を車と並んで走るのは躊躇してしまう。

子どもからお年寄りの方も分かりやすいチラシ等があると良いかなと思う。

導入後に不安を感じることがないように簡単な罰則になる注意点や指導を配布資料にて説明いただきたい。

【回答】

自転車についても、法律上は車と同じように違反行為は113種類あるが、警察では特に「自転車安全利用五則」である

- ・道路の左側通行
- ・飲酒運転の禁止
- ・信号と一時停止を守る
- ・夜間はライトを点灯する
- ・ヘルメットを着用する

等の交通ルールを守っていただくよう、様々な取組みを推進しているところである。

今回の法改正に伴ってこれらの自転車の交通違反をしたからといって全て交通切符処理されるものではない。

基本的には警察官が違反を現認した場合であっても現場で指導警告をすることとなっている。

交通切符処理されるのは、違反行為が悪質・危険なものであった場合である。

現在もこの基本的考え方で指導取締りを行っており、今年4月1日以降も変わらない。

詳しくは別途配布したチラシのとおりである。

警察署としては、自転車利用者に対する交通ルールの周知や指導取締りを推進していくことから、今後も御不明な点等あれば交通課に問い合わせいただきたい。

い。

【委員】

高齢者の自動車教習所での合格はどのようにして決まるのか。

【回答】

運転免許の更新については、年齢が70歳以上の方は、運転免許の有効期間満了日前の6か月以内に高齢者講習を受ける必要があり、高齢者講習を受講すれば免許更新できる。

しかしながら、75歳以上の運転者については、高齢者講習のほか、認知機能検査を受けなければならないほか、信号無視などの一定の違反歴を有し、かつ、一定の運転免許を保有する方は、運転技能検査を受けて合格しなければ運転免許の更新はできない。

認知機能検査と運転技能検査について簡単に説明すると、認知機能検査については、「認知症のおそれあり」と判定されても免許更新自体は可能だが、「認知症のおそれあり」と判定された方が免許更新をされる場合は、後日診断書を提出していただき、診断書の内容で免許継続の可否について判断されることとなる。

また、運転技能検査については、検査に合格しなければ免許を更新することはできないが、何度でも受験は可能となっている。

【委員】

最近、まわりの人からあおり運転をされた、したつもりはないけど通報をされたと耳にするようになった。

警察でも何か対策はしているのか。

【回答】

県警察では、あおり運転防止のため、県警ホームページで

- ・ 急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持違反など、10種類の行為が妨害運転（あおり運転）の対象となること
- ・ あおり運転を受けないためには、時間と心に余裕を持って運転する、急ブレーキや急な進路変更をしないなどを心がける
- ・ 妨害運転行為を受けた場合の対処方法として、駐車場等に避難して車から降りることなく、ドアロックして110番する、又は近くの警察署や交番に逃げ込み、助けを求める

などについて広報啓発を図っている。

また、警察署においては、妨害運転の被害にあったとの通報や相談を受理した際は、現場臨場し、関係車両のドライブレコーダを確認するなどして、あおり運転の違反が確認できた場合には指導警告や検挙措置を講じている。

最近、あおり運転をされた、したつもりはないけど通報をされたと耳にされたとのことだが、警察署では、あおり運転に関する通報があった場合には様々な捜査を行って違反事実の確認に努めているので、あおり運転の被害にあった時には御相談ください。

【委員】

いつも同じ道路に何台も路上駐車している場所があるが、なぜなくなるのか。

【回答】

駐車違反の取締りに関しまして、「旧ドルフィンポート周辺や大型商業施設と小売店舗周辺に路上駐車が多い。」という御意見をいただいている。

駐車違反については、車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする放置駐車違反と、運転者が乗車した状態等、放置駐車違反に該当しない場合もある。

現場を確認したところ、運転手が車内で休憩をするなど、放置駐車違反に該当しない車両であることが確認できたほか、放置駐車違反にならない貨物車の荷物の積み下ろしやタクシークレーンの客待ちが確認できた。

しかしながら、警察としては、違反に該当する車両に対しては指導警告を行うとともに、迷惑性が高く、また交通事故に繋がるおそれのある場合については積極的に指導警告や検挙措置を講じてまいりたい。

【委員】

交通死亡事故抑止対策として、吉野東校区において

ア 生活道路が多く、通過交通の進入も見受けられることから、速度抑制による事故防止の観点で、「ゾーン30」の指定の可否及び指定基準、想定される課題について御検討をお願いしたい。

イ 児童生徒の横断が集中する小学校と中学校の間の道路において、ハンプ等の物理的減速対策の設置の可否、また設置が困難な場合の代替措置（路面標示、注意喚起表示等）についてご教示いただきたい。

ウ 登下校時間帯の学校周辺におけるパトカーによる巡回については、校区スクールゾーン委員会等からも要望を行っているが、道路が狭く進入が困難との回答を受けている。

つきましては、進入が困難となる具体的理由を御説明いただくとともに、徒歩や自転車、白バイ等による代替的な警戒活動の実施可能性について検討をお願いする。

なお、学校周辺では速度超過、一時不停止、違法駐車等が散見され、見通しの悪化や危険行為を招いている。

これらは交通事故リスクを高め、地域全体の安全意識低下にもつながりかねない。

児童生徒の尊い命を守り、交通死亡事故を未然に防ぐため、登下校時間帯を中心とした重点的な警戒・指導・巡回活動の実施について、前向きなご検討をお願いしたい。

【回答】

警察では、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される道路（生活道路）が集中している区域について、道路管理者や地域住民等の御意見を聞きながら「ゾーン30」の実施場所を選定している。

また、令和3年8月からは、警察が行う最高速度30キロメートル毎時の区域規制と道路管理者が設置するハンプ等の物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとするものを「ゾーン30プラス」として指定しているところである。

ご指摘の現場については

○区域内の交通事故発生状況

○通学路、通過交通の有無等の交通環境

○道路幅員・歩車道の整備等の道路環境

等について道路管理者と連携してゾーン30プラスの設定やハンプ等の物理的デバイスの設置の必要性について検討してまいりたい。

小学校と中学校の間の道路での物理的減速対策についてであるが、ハンプ等の物理的減速対策については、ゾーン30と併せて検討していくこととなるが、設置の可否については警察から道路管理者に意見を述べることは可能だが最終的には道路管理者が設置の可否を判断するものと承知している。

設置が困難な場合の代替策についても、一般論としては「速度落とせ」などの法定外標示やカラー舗装などが考えられるところで、警察から道路管理者に対して意見を述べることは可能だが、あくまでも設置については、道路管理者の判断によるものとなる。

登下校時間帯における警戒活動についてであるが、警察では、住民の皆様方の不安感を払拭するために、パトカーや制服の警察官の姿を見せることが重要であり、警察官による街頭活動を強化する必要があると考えている。

管内の小中学校の通学路における登下校時間帯におきましてもパトカーのレッドランによるパトロールや地域警察官による街頭立哨による重点的な警戒活動を推進しているほか、地域警察官が、地域の自治会長宅を訪問したり、地域行事に積極的に参加するなどして、地域に密着した活動を行うことにより、市民の皆様方に安心感と親近感を覚えるような活動に努めているところである。

委員の皆様をはじめ、市民の皆様方からの御要望を踏まえた重点的なパトロールであったり、地域住民の問題意識や御要望等に答える活動を通じて、地域住民の皆様方の理解や共感を得ることが重要と考えており、吉野東校区における活動内容等について検討してまいりたい。

【委員】

吉野小及び吉野中の通学路等の道路標示が薄くなっている場所がある。

【回答】

現場を確認したところ、御指摘のとおり「速度落とせ」や「止まれ」の道路標示が薄くなっていることが確認できたので、2月24日に現場道路管理者に連絡の上対応をお願いしたところである。

(4) 質疑応答

【委員】

自転車の違反について指導取締りを行う際に、免許証など持っていない人はどのように対処するのか。

【回答】

ご指摘のとおり、自転車利用者で運転免許証を持っていない方もいると思われる。

その際は顔写真入りの身分証明書などを確認することとなる。

赤切符で処理していた違反を反則切符処理するので身分証明書などでしっかりと確認することになる。

【委員】

身分証明書も何もない場合はどうするのか。

【回答】

家の住所を確認したり、同伴者の方に確認させてもらうなど、いずれにしても身元を確認しないと行けないので、身元引受人のような方に確認させていただくことになると思われる。

【委員】

児童虐待の通報について児童相談所や189（児童相談所虐待対応ダイヤル）があるが110番通報でも良いのか。

【回答】

現状としては110番通報される方、学校などに通報される方もいらっしゃる。

110番で受理した場合、児童虐待を認知した際は児童相談所に連絡しないといけないと定められているので、連絡することになる。

児童相談所が認知した場合には警察に通報があり対処する場合があります、ケースバイケースで対応している。

【委員】

私の友人が高速道路を走っていたとき、追い越し車線をパトカーが制限速度内で走っており、友人はその後ろを走っていた。

その後料金所に近づいたので、走行車線に移り追い越し車線を走行していたパトカーと並び、少し速度を上げて1メートルくらい前に出たところパトカーに

走行車線から追い越しはできません

とマイクで注意されて驚いた。

追い越し車線にはパトカーが走っていたので、どうしようもなかったのにどうすれば良かったか会議で話してほしいと頼まれた。

【回答】

高速道路内でのことで御友人の車の速度、パトカーの速度などがわからないので詳しくは申し上げられないが、基本は前方を走っている車を左側から追い越すことはできない。

当時の走行状況がわからないので、何とも申し上げられない。

5 閉会

6 当署7階道場において術科訓練見学

備 考	
-----	--